

令和2年第2回市会定例会 議案等提出一覧

I 一般議案 28件

- | | | | |
|-----|----------------------|-----|---|
| 1 | 地方自治法第180条に基づく専決処分報告 | 6件 | 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか5件 |
| 2 | 条例の一部改正 | 11件 | 横浜市市税条例の一部改正 ほか10件 |
| 3 | 町区域の設定等 | 3件 | 保土ヶ谷区における住居表示の実施区域及び方法 ほか2件 |
| 4 | 道路の認定廃止 | 1件 | 羽沢第335号線等市道路線の認定及び廃止 |
| 5 | 財産の取得 | 1件 | 本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザ（仮称）用建物の取得 |
| 6 | 損害賠償額の決定 | 1件 | 公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定 |
| 7 | その他 | 1件 | 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意 |
| 8 | 契約の締結等 | 4件 | |
| (1) | 契約の締結 | 3件 | 新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B—1基礎及び本土工）請負契約の締結 ほか2件 |
| (2) | 契約の変更 | 1件 | みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更 |

II 予算議案 4件

- | | | | |
|---|----------|----|---------------------------|
| 1 | 繰越計算書等報告 | 3件 | 令和元年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告 ほか2件 |
| 2 | 補正予算 | 1件 | 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第2号） |

合計 32件

令和2年6月16日発送
令和2年6月23日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	田中 敦	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	白木 健介	Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要									
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（6件）										
市報第2号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅等使用料の滞納に係る和解及び民事調停 ①和解の成立 件数:14件 総額:約2,163千円 平均:約154千円/件 ②調停の申立て 件数:1件 総額:約80千円									
市報第3号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 <table border="1"> <tr> <td>環境創造局 7件</td> <td>資源循環局 24件</td> <td>道路局 11件</td> </tr> <tr> <td>消防局 11件</td> <td>教育委員会事務局 9件</td> <td>中区 2件</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷区 1件</td> <td>港北区 1件</td> <td>戸塚区 1件</td> </tr> </table> 合計:67件 総額:約18,063千円 平均:約270千円/件	環境創造局 7件	資源循環局 24件	道路局 11件	消防局 11件	教育委員会事務局 9件	中区 2件	保土ヶ谷区 1件	港北区 1件	戸塚区 1件
環境創造局 7件	資源循環局 24件	道路局 11件								
消防局 11件	教育委員会事務局 9件	中区 2件								
保土ヶ谷区 1件	港北区 1件	戸塚区 1件								
市報第4号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更（3件）及び履行期限の変更（1件） ※各変更契約については5頁参照									
市報第5号 横浜市行政不服審査条例の一部改正についての専決処分報告	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に改める (専決年月日) 2年5月25日									
市報第6号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告	租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める (専決年月日) 2年4月24日									
市報第7号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 「第2条第16号」を削り、「第16号の2」を「第16号」とする (専決年月日) 2年6月5日									
2 条例の一部改正（11件）										
市第6号議案 横浜市市税条例の一部改正	市税の申告・納付等に関する期限の延長規定の整備 (内 容) 納税者等からの申請による期限の延長について「期限から90日以内」を「申告・納付等を行うことができない理由のやんだ日から90日以内」に改める (施行日) 公布の日									

市第 7 号議案

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

(内 容)

①認定特定非営利活動法人への移行による指定の取消しに伴う個人市民税の寄附金税額控除の対象からの削除

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ	神奈川県幸ヶ谷4番地

②新規の指定に伴う個人市民税の寄附金税額控除の対象への追加

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3

(寄附金の支出期間) 2年1月1日～7年7月31日

(施行日) 公布の日

市第 8 号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正

保土ヶ谷区における町区域の設定に伴う改正

(内 容) 保土ヶ谷区の区域に西谷一丁目、西谷二丁目、西谷三丁目及び西谷四丁目を加える

(施行日) 規則で定める日

(関係議案) 市第14号議案・市第15号議案

市第 9 号議案

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

(内 容) ①都田地区センターの設置及び都田地域ケアプラザの設置(都筑区、4年4月開所予定) ②本郷台駅前地域ケアプラザの設置(栄区、3年12月開所予定) ③地区センターと地域ケアプラザを同一の指定管理者に管理を行わせる 等

(施行日) 公布の日 等

※6頁参照

市第 10 号議案

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備

(内 容) 放課後児童支援員の要件である認定資格研修の実施主体に中核市を追加する

(施行日) 公布の日

市第 11 号議案

横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

市長専決処分事項指定の件の一部改正を踏まえた改正

(内 容) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する金額を3,000,000円から5,000,000円に改正する

(施行日) 公布の日

市第 12 号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正

地区計画の都市計画決定に伴う建築物等の制限の追加 等

(内 容) 綱島東一丁目地区地区整備計画区域内における建築物の構造等に関する制限を定める 等

(施行日) 公布の日

市第 13 号議案

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部改正

(内 容) 委員会の庶務を処理する局を「政策局」から「都市整備局」に改める

(施行日) 公布の日

水第 1 号議案

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正

市長専決処分事項指定の件の一部改正を踏まえた改正

(内 容) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する金額を3,000,000円から5,000,000円に改正する

(施行日) 公布の日

交第 1 号議案

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

市長専決処分事項指定の件の一部改正を踏まえた改正

(内 容) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する金額を3,000,000円から5,000,000円に改正する

(施行日) 公布の日

病第 1 号議案 横浜市病院事業の設置等に関する 条例の一部改正	市長専決処分事項指定の件の一部改正を踏まえた改正 (内 容) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、 議会の議決を要する金額を3,000,000円から5,000,000円に改正する (施行日) 公布の日
3 町区域の設定等(3件)	
市第 14 号議案 保土ヶ谷区における住居表示の実 施区域及び方法	(実施区域) 上菅田町、川島町、西谷町及び東川島町の各一部 (方 法) 街区方式 (関係議案) 市第 8 号議案・市第15号議案
市第 15 号議案 保土ヶ谷区における町区域の設定 及び変更並びに町区域の設定に係る 字区域の廃止	住居表示の実施に伴う町区域の設定及び変更並びに字区域の廃止 (町区域の設定) 西谷一丁目、西谷二丁目、西谷三丁目、西谷四丁目 (町区域の変更) 西谷町の一部 → 上菅田町、川島町、東川島町 (字区域の廃止) 住居表示実施区域内の字区域 (関係議案) 市第 8 号議案・市第14号議案
市第 16 号議案 瀬谷区における町区域の変更	瀬谷駅南口第 1 地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う町区域の変 更 (内 容) 瀬谷区瀬谷五丁目の一部 → 瀬谷区瀬谷四丁目
4 道路の認定廃止(1件)	
市第 17 号議案 羽沢第335号線等市道路線の認定 及び廃止	(認 定) 羽沢第335号線など13路線 (廃 止) 生麦第139号線など25路線 合計38路線
5 財産の取得(1件)	
市第 18 号議案 本郷地区センター及び本郷台駅前 地域ケアプラザ(仮称)用建物の取 得	本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザ(仮称)に充てるた め、建物を買い入れる (所 在) 栄区小菅ヶ谷一丁目 (構 造) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上15階建の一部: 1,548.51㎡ (相手方) 三井不動産レジデンシャル株式会社 (金 額) 約1,110,066千円(単価: 約717千円) ※6頁参照
6 損害賠償額の決定(1件)	
市第 19 号議案 公共下水道の管理かしによる事故 についての損害賠償額の決定	本市の義務に属する損害賠償額の決定 (損害賠償額) 4,966,160円 (被害者) グラン・アルベール横濱・関内管理組合 (事故概要) 令和元年10月12日中区長者町において公共下水道本管の 詰まりにより被害者のマンションの1階で排水が逆流し、これに伴 う浸水により、被害者の機械式駐車場の一部を汚損した
7 そ の 他(1件)	
市第 20 号議案 首都高速道路株式会社が高速道路 事業の許可事項を変更することにつ いての同意	(内 容) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に 伴い、ロードプライシングの適用期間を変更する 等 (対象となる路線名) 神奈川県道高速横浜羽田空港(中区本牧ふ頭か ら鶴見区寛政町まで)等(7路線) (適用期間) 2年7月20日から2年9月6日まで(8月11日から8月 24日までの間を除く) → 3年7月19日から3年9月5日まで(8 月10日から8月23日までの間を除く) (議決根拠) 道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条 第4項

8 契約の締結等(4件)**(1) 契約の締結(3件)**

市第 21 号議案 新本牧ふ頭建設工事(その10・ 外周護岸B—1基礎及び本體工) 請負契約の締結	護岸築造工 本體工・基礎工・上部工 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 1,056,000,000円 (完成期限) 3年9月15日 (契約相手) 若築・松浦企業建設共同企業体
市第 22 号議案 消防艇建造請負契約の締結	耐候性高張力鋼製V型単胴艇 1艇 (引渡場所) 鶴見区大黒ふ頭1番地先公有水面(鶴見消防署鶴見水上 消防出張所) (契約金額) 922,900,000円 (引渡期限) 4年2月28日 (契約相手) 形原造船株式会社
市第 23 号議案 横浜駅中央西口駅前広場整備工 事(その2)委託契約の締結	屋根設置工事 一式 (工事場所) 西区南幸一丁目4番地の2 (契約金額) 785,483,600円 (履行期限) 3年3月31日 (契約相手) 株式会社相鉄アーバンクリエイツ

(2) 契約の変更(1件)

市第 24 号議案 みなとみらい21中央地区20街区 MICE施設整備事業に伴うみな とみらいコンベンション施設整備 事業契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 38,313,568,073円 → 36,761,382,763円(約4.05%減) (変更理由) みなとみらい21中央地区20街区MICE施設の引渡しに 伴い、設計・建設の対価の割賦金利が確定し、契約金額の一部が変 更となるため (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関 する法律第12条
--	--

市報第4号 変更契約の締結についての専決処分報告

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要 (下線部が今回の変更内容)			変 更 後	変 更 理 由
	契 約 名	相 手 方	議決・専決年月日 変 更 前		
2. 3. 11	新本牧ふ頭建設工事(その2・外周護岸B-1地盤改良工)請負契約	東亜・あおみ・大本建設共同企業体	元. 12. 19議決 契約金額 2, 377, 320, 000円 完成期限 令和3年2月26日	契約金額 2, 470, 259, 000円 完成期限 令和3年2月26日	地盤の状況により施工に時間を要し、作業船の稼働時間が増える等のため
同	新本牧ふ頭建設工事(その3・外周護岸B-1地盤改良工)請負契約	五洋・若築・りんかい日産建設共同企業体	元. 12. 19議決 契約金額 2, 312, 530, 000円 完成期限 令和3年2月26日	契約金額 2, 363, 670, 100円 完成期限 令和3年2月26日	地盤の状況により施工量を増やす等のため
同	新本牧ふ頭建設工事(その4・外周護岸B-1地盤改良工)請負契約	東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体	元. 12. 19議決 契約金額 2, 453, 880, 000円 完成期限 令和3年2月26日	契約金額 2, 559, 503, 100円 完成期限 令和3年2月26日	同
2. 3. 16	横浜駅中央西口駅前広場整備工事委託契約	株式会社相鉄アーバンクリエイツ	元. 12. 19議決 契約金額 834, 698, 920円 履行期限 令和2年3月16日	契約金額 834, 698, 920円 履行期限 令和2年7月31日	関係事業者との協議に時間を要し、施工工程等を見直したため

市第9号議案 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

市第18号議案 本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザ（仮称）用建物の取得

1 趣旨

都筑区の都田地区センター及び都田地域ケアプラザの複合施設を設置し、同一の指定管理者に管理を行わせます。また、栄区の本郷台駅前地域ケアプラザを設置するとともに、本郷地区センターを移転して複合化し、同一の指定管理者に管理を行わせます。

このため、横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案します。

2 主な改正点

施設の設定について	都田地区センター（都筑区）、都田地域ケアプラザ（都筑区）、本郷台駅前地域ケアプラザ（栄区）を設置する。 （本郷地区センターは移転）
指定管理者について	都田地区センター及び都田地域ケアプラザ並びに本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザの管理業務を同一の指定管理者に行わせる。
指定管理者選定委員会について	指定管理者の候補者を選定しようとするときは、横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理者選定委員会、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

3 建物の取得

本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザ等の複合施設に充てるため、民間事業者が建設した建物の一部を取得します。

【取得建物の概要】

所 在	栄区小菅ケ谷一丁目 1684 番 4
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 15 階建の一部（鉄骨造 3 階建建物の 1 階の一部、2・3 階部分）
専 有 面 積	1,548.51 m ²
延 床 面 積	21,715.52 m ² （共同住宅、店舗、公共施設）
土 地 面 積	8,895.68 m ² （共有持分：1,877,915 分の 154,851）
金 額	1,110,065,554 円（消費税及び地方消費税込み）
所 有 形 態	区分所有 （本郷地区センター、本郷台駅前地域ケアプラザ、さかえ区民活動センター）
契 約 の 相 手 方	三井不動産レジデンシャル株式会社

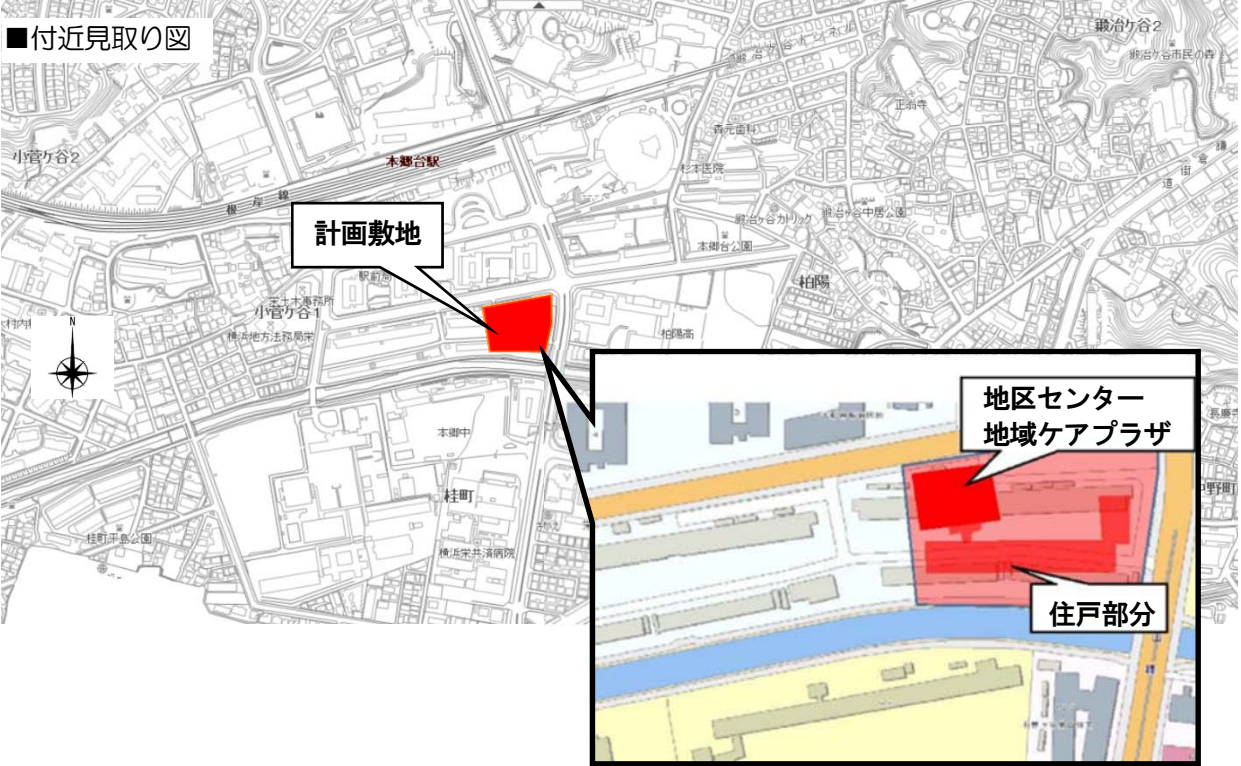
付近見取り図

都田地区センター及び都田地域ケアプラザ



※基本設計より引用(一部加工)。この地図の著作権は横浜市が保有しています。

本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザ



※栄区区民生活マップ及びi-マップより引用(一部加工)。この地図の著作権は横浜市が保有しています。

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 繰越計算書等報告（3件）	
市報第8号 令和元年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書報告 一般会計 61事業 総額 43,434,326千円 特別会計 16事業 総額 13,963,579千円
市報第9号 令和元年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書報告 一般会計 35事業 総額 1,853,207千円 特別会計 6事業 総額 313,875千円
市報第10号 令和元年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく下水道事業会計、埋立事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業会計及び病院事業会計の各予算繰越額の使用計画の報告 7会計 総額 32,674,632千円
2 補正予算（1件）	
市第25号議案 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算補正 補正額 17,411,758千円

令和2年度6月補正予算案の概要

横浜市では、新型コロナウイルス感染症への対応として、第一弾（4/28）となる「くらし・経済対策」をまとめました。現在、5月補正予算に計上した事業効果を一日も早く市民の皆さまや事業者の皆さまにお届けできるよう、早期の執行に努めています。

そして、この度、「1. 市民と医療を守る」、「2. 横浜経済と市民生活を守る」、「3. 新たな日常に取り組む」という3つの柱からなる第二弾の「くらし・経済対策」をまとめました。

【「くらし・経済対策」の3つの柱】

1. 市民と医療を守る：第2波・第3波に備えた万全な医療提供体制の確保
2. 横浜経済と市民生活を守る：景気回復に向けた経済対策と厳しい状況にある市民・団体・事業者の支援
3. 新たな日常に取り組む：「新しい生活様式」への対応と学校の再開を支援

6月補正予算案では、上記の「くらし・経済対策」に必要な歳入歳出予算を追加するとともに、市民生活の安全安心や市内経済活性化に支障を生じさせないことを基本にしつつ、2年度当初予算に計上した事業の一部について、減額補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	82 事業	17,412 百万円
------	-------	------------

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) くらし・経済対策補正	79 事業	18,734 百万円
----------------	-------	------------

ア 市民と医療を守る	34 事業	5,574 百万円
------------	-------	-----------

(ア) PCR検査強化事業	479 百万円〔国費 114 一般財源 364〕
---------------	--------------------------

再度の感染拡大に備え簡易検体採取の体制を強化するとともに、要介護状態にあるなど外来受診が困難な方でもPCR検査を受けられるよう、往診等による検査体制を整備します。

◆実施概要

①簡易検体採取の体制強化

- ・運営事業者：市医師会（委託）
- ・実施件数：660件（6月8日時点）→ 最大7,200件（7月～令和3年3月）
- ・対象者：検査が必要と判断された次の患者のうち、自身又は家族等が自家用車等を運転し、簡易検体採取の設置場所まで来ることができる方
 - ア 医師が診察した結果、感染が疑われる方
 - イ 帰国者・接触者相談センター又は区に相談された方のうち、感染が疑われる方

②往診による検体採取

- ・実施方法：往診による検体採取が可能な診療所等をリスト化し、かかりつけ医と診療所等が連携を図り、往診による検査を実施（施設等における集団感染発生時の検体採取も想定）
- ・対象者：かかりつけ医によって検査が必要と判断された患者のうち、自家用車を保有していない、又は、要介護などの理由により自宅等から外出が困難な方

③搬送体制強化

- ・実施方法：民間企業から貸与された移送用車両を活用し、帰国者・接触者外来等へ搬送
- ・対象者：自身又は家族等が自家用車等を運転することが出来ない方

◆補正内容

簡易検体採取の体制強化にかかる事業費を追加するとともに、往診による検体採取等の新規実施にかかる事業費を補正

(イ) PCR検査費等の自己負担助成事業（PCR検査費自己負担助成事業ほか1事業）

1,425百万円〔国費713 一般財源713〕

身近な場所でPCR検査等が受けられるよう検査体制の強化を進めることにより、検査件数の増加が見込まれるため、PCR検査の自己負担助成額を追加するとともに、抗原検査費用の自己負担分を助成し無料化します。

◆実施概要

- ・助成単価：①PCR検査 5,850円（最大）
※保険適用後の自己負担分（最大5,850円）を助成
- ②抗原検査 2,232円（最大）
※保険適用後の自己負担分（最大2,232円）を助成
- ・想定件数：①約23万件、②約11万件

◆補正内容

自己負担助成にかかる扶助費を追加補正

(ウ) 診療所等受診体制整備事業

200百万円〔県費〕

医療従事者の感染リスクが低いとされる唾液によるPCR検査が承認（6月2日通知）されたことなどを受け、より多くの市民が身近な場所でPCR検査が受けられるよう、診療所における院内感染防止に必要な設備整備等に係る費用を助成します。

◆実施概要

- ・対象施設：PCR検査（※）を実施する診療所等 200施設
※ 診療所における検査内容：鼻咽頭・唾液によるPCR検査、抗原検査等
- ・助成額：100万円（1施設当たりの上限額）
- ・対象経費：院内動線の区分け等の院内感染防止対策にかかる経費

◆補正内容

患者受入体制の確保にかかる設備整備に対する補助金を補正

(エ) 新型コロナウイルス感染症病床確保協力金事業

560 百万円〔一般財源〕

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ協力病院の経営が圧迫されている状況を踏まえ、4月以降、重症・中等症患者を受け入れる病床を確保してきた医療機関に対して、本市独自の協力金を国の基準単価に上乗せして支給します。

◆実施概要

- ・対象医療機関：①4月当初に本市独自に病床の確保を要請した医療機関（約500床）
②①以外の神奈川モデル協力病院
- ・助成額：入院患者が入らなかった病床1床あたり 16,000円～32,000円/日（※）
※ 4月1日以降、段階的に引き上げられる国制度の病床確保料について、現時点の想定額（48,000円/床）を4月1日に遡って適用した場合の差額を助成

◆補正内容

患者受入体制の確保に対する補助金を補正

(オ) 重症・中等症患者等入院受入奨励事業

170 百万円〔一般財源〕

再度の感染拡大期において、入院治療を必要とする陽性患者等の円滑な受け入れを促進するため、入院患者を受け入れた医療機関に支給する支援金を追加します。

◆実施概要

- ・対象医療機関：陽性患者等の受け入れに関して、横浜市と協定を締結した医療機関
- ・対象者：A 感染症陽性患者、B 感染症を疑う患者
- ・受入想定者数：A 300人、B 900人

◆補正内容

患者受入の促進に対する補助金を追加補正

(カ) 認知症高齢者等の受入体制強化事業（認知症高齢者受入支援事業ほか1事業）

29 百万円〔一般財源〕

入院治療を必要とする認知症高齢者等の円滑な受け入れのため、入院患者を受け入れた医療機関及びあらかじめ病床を確保した医療機関に対して、支援金を支給します。

◆実施概要

- ・対象医療機関：①入院治療を必要とする認知症高齢者を受け入れた医療機関
②感染症を疑う患者等を法に基づく措置入院等により受け入れた精神科病院
- ・支援額：①②共通…受入協力 9,500円（1日あたり）
②のみ……病床確保 5,000円（1日あたり）
- ・受入想定件数：①90件、②80件

◆補正内容

患者受入の促進に対する補助金を補正

(キ) Y-CERT強化事業

3百万円〔一般財源〕

「横浜市災害医療アドバイザー（※）」の協力のもと、4月に設置した「感染症・医療調整本部（Y-CERT）」を継続運用することで、医療崩壊を阻止し、地域医療体制を維持します。

- ※ 横浜市災害医療アドバイザー
市内の救命救急センター長と市医師会の救急担当等から選任

◆実施概要

- ・機能役割：感染者の発生状況や、医療機関の入院状況などの情報を一元管理し、救命救急センターの救急医の医学的知見等により、医療機関等との間で円滑な患者の入院や移送調整等を実施
- ・体制：横浜市災害医療アドバイザー及び本市職員（医療局、総務局、健康福祉局、消防局）等で構成

◆補正内容

災害医療アドバイザーの受入にかかる人件費を追加補正

(ク) 横浜版クラスター予防対策推進事業（クラスター予防対策強化事業ほか1事業）

100百万円〔一般財源〕

クラスター発生に対するリスク管理をより高いレベルで実施するため、「横浜版クラスター予防・対策チーム」を設置し、医療機関等への感染予防策の確認や改善指導を実施します。また、クラスター発生時には、国等と連携し迅速に対応することで感染拡大を徹底して防ぎます。

◆実施概要

①横浜版クラスター予防・対策チームの設置

- ・機能役割：医療機関等に対する実地による標準予防策や飛沫・接触感染予防策の確認、改善指導などの未然防止。クラスター発生時には、積極的疫学調査や立入検査による原因究明や健康観察、濃厚接触者の特定などの感染拡大防止。
- ・体制：感染症や公衆衛生を専門とする医師、保健師等専門職と本市職員で構成

②医療従事者のスキルアップ・専門家育成

- ・対象施設：医療機関等
- ・支援内容：ア 病院職員が感染症対応に関する研修等を受講する際の費用を補助
イ 防護具の着脱方法や消毒、施設内でのゾーニングを適切に行うための感染症の専門家等による集合研修

◆補正内容

クラスター対策等にかかる事業費を補正

(ケ) 避難所等における災害対策備蓄事業

110 百万円〔一般財源〕

台風や地震等の災害発生時に開設する避難所等における感染防止対策として、アルコール消毒液、マスク等の感染防止資器材を整備します。

◆実施概要

- ・購入物品：アルコール消毒液 1.3 万ℓ、消毒剤 4 千ℓ、マスク 33 万枚、フェイスシールド 2 万個、使い捨て手袋 33 万組、段ボール間仕切り及びベッド 4 千個、体温計 661 個
- ・避難所等：地域防災拠点 459 か所、補足的避難所（地区センター等） 202 か所

◆補正内容

避難所等における感染防止資器材にかかる購入費を補正

(コ) 災害時要援護者支援事業

35 百万円〔一般財源〕

災害発生時に福祉避難所となる社会福祉施設における感染防止対策として、市が一括して物品を調達し、各施設に配布します。

◆実施概要

- ・対象施設：地域ケアプラザ 138 か所、高齢者施設 251 か所、障害者施設 121 か所、その他（救護施設、更生施設等） 31 か所
- ・購入物品：簡易間仕切り

◆補正内容

社会福祉施設に配布する感染防止資器材にかかる購入費を補正

(サ) 医療機関等に対する感染防止資器材の配布事業（高齢福祉推進諸費ほか 3 事業）

1,043 百万円〔国費 169 一般財源 874〕

医療機関等における感染拡大防止を図るため、マスクや消毒液などの必要な感染防止資器材を調達し、各施設等に配布します。

◆実施概要

- ・対象施設：医療機関、高齢者施設、障害児・者施設、医療的ケア児・者等
- ・対象物資：サージカルマスク、ガウン、手袋、手指消毒液、アルコール綿等

◆補正内容

医療機関等に配布する感染防止資器材にかかる事業費を補正

(シ) 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業

(保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業ほか 15 事業)

1,328 百万円〔県費〕

児童福祉施設は感染症のリスクが継続する中で、適切な防止対策を行った上で事業を継続することが求められるため、感染防止に資する備品購入等に対する経費の追加補助に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助します。

◆実施概要

- ・対象施設：保育所、放課後児童健全育成事業所、児童養護施設等（2,656 施設）
- ・対象経費：感染防止に資する備品購入、感染対策に関する研修受講等
- ・補助率・上限：10/10・上限 500 千円/施設

◆補正内容

児童福祉施設等における感染拡大防止対策に対する補助金を追加補正

(ス) データ活用強化による感染拡大防止事業（感染症発生動向調査事業）

92 百万円〔一般財源〕

本市に寄せられた相談内容等のデータ集計や分析を行い、再度の感染拡大期において迅速かつ効果的な対応が図れる体制を整備します。

また、本市が保有する感染症情報を国が導入したシステム（※）により活用することで、クラスター対策等に繋がります。

※ 国が導入したシステム：HER-SYS

(Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19)

感染者等情報の効率的な把握・管理を支援するためのシステム

◆実施概要

①本市が保有する相談内容等のデータベース化・活用

- ・実施内容：帰国者・接触者相談センターと感染症コールセンターに寄せられた相談内容等をデータベース化し、第2波に備えたデータ活用のための集計・分析を実施

②国システムを用いた感染者情報等の活用

- ・実施内容：全国一斉導入したシステムに、本市が保有する感染者の情報等を入力しデータベース化するとともに、各地の保健所や医療機関等の情報と併せて国が一元管理し広域的に共有されることで、クラスター対策等に活用

◆補正内容

感染者情報等のデータ活用にかかる事業費を補正

イ 横浜経済と市民生活を守る

31 事業 9,483 百万円

(ア) 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業

1,350 百万円〔一般財源〕

感染症リスクが依然継続している中で、長期的な視野で感染拡大防止や「新しい生活様式」への対応に取り組みながら経済活動を行う市内中小企業をハード・ソフトの両面で応援します。「新しい生活様式」に対応するための経費を補助するとともに、その取組を様々な媒体を通じて広く発信することで、他の企業・店舗等にも普及させるなど、市内経済の好循環を生み出します。

◆実施概要

- ・対象経費：「新しい生活様式」に対応するための備品購入や内装工事等にかかる経費
(市内事業者、市内に店舗等を置く事業者からの調達・購入等が条件)
(例①顧客や従業員の保健衛生対策のための自動手指消毒器や検温機器の導入、
例②3密対策のための客席の個室化やパネルの設置工事 等)
- ・補助率・上限：中小企業 9/10・30 万円、個人事業主 9/10・15 万円
- ・想定件数：6,000 件
- ・普及推進：WEB サイト開設、ポスター・冊子作成、SNS 発信等
- ・事務局運営：コールセンター、申請受付、データ入力等
- ・スケジュール：7 月 告知、8 月 申請受付開始

◆補正内容

市内中小企業の「新しい生活様式」への対応を支援する事業費を補正

(イ) テレワーク導入促進事業（職場環境向上・女性活躍推進事業） 257 百万円〔一般財源〕

市内中小企業の感染拡大防止策を支援するため、テレワーク導入に要する費用の補助件数を追加します。

◆実施概要

- ・対象経費：テレワーク導入にかかるシステム整備費、専門家への相談委託料
- ・補助率・上限：3/4・30 万円
- ・想定件数：825 件（5 月補正予算計上 50 件）

◆補正内容

市内中小企業におけるテレワーク導入に対する補助金を追加補正

(ウ) SDGs biz サポート事業

110 百万円〔一般財源〕

市内事業者による「ヨコハマSDGsデザインセンター金融支援制度（※）」の認証を目指す取組を支援するため、SDGs と「新しい生活様式」を両立する先駆的な事業に対して、必要経費を助成します。

※ ヨコハマSDGsデザインセンター金融支援制度

国において検討中の「地方創生SDGs金融」と連動し、ヨコハマSDGsデザインセンターが事業者・市民団体など多様な主体の取組を認証・評価し、資金調達などの金融面での相談・支援を行うもの。今年度創設に向けて調整中。

◆実施概要

- ・対象者：市内事業者
- ・対象事業：「ヨコハマSDGsデザインセンター金融支援制度」の認証を目指す取組
(例：AI・IoTを活用した移動販売サービス、SDGsの先駆的取組に関するバーチャル体験授業・工場見学、プラスチック代替素材を活用したフェイスシールドの製造と再利用を可能にするエコサイクルの確立 等)
- ・補助率・上限：1/2・200万円
- ・想定件数：50件
- ・スケジュール：7～8月 申請受付・審査、9月～令和3年3月 事業実施

◆補正内容

SDGsと「新しい生活様式」を両立する先駆的な事業に対する補助金を補正

(エ) 市内観光・MICE復興支援事業

500百万円〔一般財源〕

国内旅行・MICEが再開する機会を捉え、日帰り旅行商品の企画・販売や市内事業者と連携した集客促進事業の展開により、県内・市内を始め近距離の旅行需要を喚起するとともに、本市独自のクーポン発行を含めた販促プロモーションを実施し、県域を越えた宿泊需要を確実に取り込みます。

その上で、着地型旅行商品と市内宿泊促進プロモーションを連動させることで、市民や旅行者にとって魅力的な横浜ならではの商品を造成し、市内観光・MICEのV字回復を図ります。

◆実施概要

①着地型旅行商品の販売及び市内事業者と連携した集客促進事業の展開

日帰り旅行商品への助成や、市内飲食店等と連携したサービス提供など、市民の市内周遊需要も捉えつつ、主に近郊からの日帰り旅行客を市内に呼び込む集客促進事業を展開します。

- ・実施内容：ア 横浜の魅力を感じることができる助成付き日帰り旅行商品の販売
イ 市内事業者と連携した集客促進企画の実施
(市内飲食店や地産食材を活用したホテルレストランとの連携 等)
- ・実施手法：ア 旅行代理店が企画・販売する旅行商品代金の一部助成
(補助率：最大1/2)
イ 市内事業者から集客促進企画を公募し展開
- ・スケジュール：7月 事業者提案受付、8月～令和3年3月 実施
- ・目標利用者数：4.3万人

②市内宿泊促進プロモーション

市内宿泊商品へのクーポン付与により、市民や旅行者・MICE関係者の市内宿泊意欲を高め、積極的に国内旅行需要を市内に取り込むことで、市内宿泊を促進します。

- ・実施内容：市内宿泊商品の販促キャンペーン
- ・実施手法：オンライン販売される横浜宿泊商品に価格に応じた複数のクーポンを付与
(例：10,000円、5,000円、3,000円の3種類のクーポン)
- ・スケジュール：7月 事業者提案受付、8月～令和3年3月 実施
- ・目標利用者数：1.7万人泊

◆補正内容

市内観光・MICEの復興支援にかかる旅行商品の企画・販売に対する補助金を補正

(オ) 市内のアーティスト等の文化芸術活動緊急支援事業（芸術文化支援事業）

180 百万円〔一般財源〕

活動の機会を失っているアーティストや文化芸術関係者が行う文化芸術活動を支援するため、活動再開に向けた準備制作やライブハウス等市内文化施設を活用した映像配信など、現在の情勢において実施できる文化芸術活動への助成件数を追加します。

◆実施概要

- ・対象者：文化芸術団体・個人（当該事業を生業としていること）
- ・対象事業：文化芸術事業のうち、一定の条件を満たす事業
- ・対象経費：企画・制作費等
- ・補助額：ア 活動再開に向けた準備制作も含めた様々なジャンルの文化芸術活動経費 30 万円
イ ライブハウス、ホール等市内施設を活用したコンサートや演劇、ダンス等の公演や展覧会などの映像配信を伴う文化芸術活動経費 70 万円
- ・追加件数：約 500 件（30 万円／件：約 450 件、70 万円／件：約 50 件）
※ 5 月補正計上： 約 550 件（30 万円／件：約 450 件、70 万円／件：約 100 件）
6 月補正後： 約 1,050 件（30 万円／件：約 900 件、70 万円／件：約 150 件）

◆補正内容

文化芸術活動に対する補助金を追加補正

(カ) ひとり親世帯フードサポート事業

20 百万円〔一般財源〕

感染拡大の影響により経済的に困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用して食品を提供する仕組みを構築します。

◆実施概要

- ・実施内容：フードバンク団体と連携して、食品提供を希望するひとり親世帯向けの「提供会」を毎月開催（想定支援世帯数：約 1,000 世帯/月）
- ・スケジュール：8 月 「提供会」開始

◆補正内容

フードバンクを活用したひとり親世帯への食品提供支援構築にかかる事業費を補正

(キ) ひとり親世帯 SNS 就労サポート事業

3 百万円〔国費 1 一般財源 3〕

感染症のリスクが依然継続している中で、ひとり親世帯を対面形式だけではなくオンラインでも支援するため、SNS を活用した相談支援体制を強化します。

◆実施概要

- ・実施内容：「ひとり親サポートよこはま」が SNS を活用して就労支援事業をはじめとする様々なひとり親支援施策等を紹介し、個別支援を強化
- ・スケジュール：8 月 SNS アカウント開設・相談員の増員

◆補正内容

ひとり親世帯向けの SNS を活用した相談支援体制強化にかかる事業費を補正

低所得のひとり親世帯について、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を給付します。

◆実施概要

- ・対象者：市内在住のひとり親世帯のうち、以下の①から③に該当する者
 - ①児童扶養手当受給者
 - ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限る）
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した者
- ・給付額：5万円（第2子以降3万円加算）
 - ※①②対象者のうち、感染症の影響により収入が大きく減少した場合は追加で5万円／世帯
- ・スケジュール：8月以降順次給付
- ・給付にかかる事務費（システム改修等）：241百万円

◆補正内容

ひとり親世帯への臨時特別給付金給付にかかる事業費を補正

感染症の影響により、学業の継続が困難となる学生の修学機会を維持するため、横浜市立大学における法定の減免対象者の増加見込み分を追加するとともに、法定対象外の学生についても、市大独自の支援策を実施します。

◆実施概要

①修学支援制度に係る法定分の追加

- ・支援対象：感染症の影響による収入減等の家計急変者で、減収後の年間所得が法定の要件（※）を満たす世帯の学生〈50人〉
 - ※住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯
- ・支援額：世帯収入に応じて授業料年額の1／3、2／3、全額減免

②市大の独自減免制度による支援

- ・支援対象：上記①の制度が適用されない者で、感染拡大の影響により学費を払うことが困難な世帯の学生〈50人〉
- ・支援額：申請要件に応じて授業料年額の半額・全額減免

◆補正内容

横浜市立大学が実施する学生の修学支援に対する補助金を補正

(コ) 新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業

(妊産婦等総合対策事業ほか2事業)

1,392百万円〔国費943 一般財源449〕

感染症のリスクが続く状況でも安心して妊娠・出産・子育てができるようにするため、国制度に基づく「分娩前のウイルス検査」や「育児等支援サービス」等に加えて、本市独自に「安心して受診できる乳幼児健診」を行うなど、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施します。

◆実施概要

①感染した妊産婦に対する寄り添い型支援

・実施内容：退院後の保健師等による電話・自宅訪問による相談等の支援

②不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査

・対象者：PCR検査を希望する妊婦
・補助対象：検査費用（上限2万円・1回のみ）

③オンラインによる保健指導等

・実施内容：オンラインでの両親学級等の母子保健事業の実施等

④育児等支援サービスの提供

・対象者：里帰り出産できなくなった妊婦等
・補助対象：民間の産後ヘルパー等の利用にかかる費用（上限1万円・月4回まで）

⑤産後母子ケア実施事業者の感染対策支援

・対象者：横浜市産後母子ケア事業の受託者（病院、診療所、助産所）
・補助対象：感染症対策経費（補助率10/10・上限500千円）

⑥特定不妊治療費助成の拡充

・拡充内容：感染症の影響により所得が減少した世帯も助成対象に追加（2月以降の任意の1か月の収入を12倍した推計等をベースに730万円未満か確認（※））
※通常は夫婦の前年所得（730万円未満）をベースに助成の可否を判定
・助成内容：初回支援300千円、継続支援150千円

⑦安心して受診できる乳幼児健診の展開

・実施内容：緊急事態宣言を踏まえて休止していた集団乳幼児健診について、感染症対策（回数増による3密回避等）を講じた上で再開（7月～）

◆補正内容

妊産婦等に寄り添った総合的な支援にかかる事業費を補正

(サ) 生活困窮者自立支援事業

283百万円〔国費224 諸収入1 一般財源58〕

休業に伴う収入減少等により、生活が困難になっている方に対して、生活支援や住居確保に関する相談対応を迅速に行えるよう体制を強化します。

◆実施概要

・実施内容：各区に配置している自立相談支援員等を増員
・増員数：1区平均4名

◆補正内容

自立相談支援員等の増員にかかる人件費を補正

(シ) 自殺対策等に関する相談体制強化事業（自殺対策事業ほか1事業）

7百万円〔国費1 県費1 一般財源5〕

感染拡大の影響により、健康・生活・経済問題や休業等に起因する自殺リスクが高まることが懸念されるため、インターネットを活用した非対面型の相談体制を強化します。また、宿泊療養施設利用者等の感染者を対象としたこころの健康に関する電話相談窓口を設置します。

◆実施概要

①自殺対策事業

- ・実施内容：インターネットでの自殺に関連するキーワード検索に即応して、検索者の画面上に相談窓口を表示する頻度を高めることで、インターネットを活用した非対面型の相談機会の増加を図る

②こころの健康相談センター事業

- ・実施内容：宿泊療養施設利用者等の感染者を対象とした、「こころの健康相談窓口」を設置するとともに、「こころの電話相談」での相談対応件数の増加に対応するための相談員を配置

◆補正内容

相談体制強化にかかる事業費を補正

(ス) 新型コロナウイルス感染症対応に伴う会計年度任用職員緊急雇用事業

97百万円〔一般財源〕

感染症の影響により職を失った方などを対象に、会計年度任用職員の緊急雇用を実施します。感染症対応等で業務繁忙となっている部署に増配置することで、安定的な行政サービスの提供も確保します。

◆実施概要

- ・雇用人数：50人程度
- ・雇用期間：8月～令和3年3月
- ・応募要件：感染症の影響により採用内定を取り消された方又は職を失った方（市内在住者）

◆補正内容

会計年度任用職員の雇用にかかる人件費を補正

(セ) 「横浜で働こう！」推進事業

10百万円〔一般財源〕

感染拡大の影響による内定取消、解雇、雇止め、派遣切り等にあった方の早期就職を支援するため、「横浜市就職サポートセンター（※）」の機能を拡充し、WEBを活用したスキル向上や就職機会の提供などを実施します。

※横浜市就職サポートセンターの概要

設置場所：横浜市神奈川区鶴屋町（横浜駅徒歩5分）

運営時間：平日9：00～17：30（祝日、年末年始を除く）

実施内容：就職支援セミナー、個別相談、インターンシッププログラム等

◆実施概要

- ・対象者：感染拡大の影響による内定取消、解雇、雇止め、派遣切り等にあった方
- ・実施内容：①WEB上での就職支援セミナー開催、②WEB面接対策などの個別研修や需要の強い業種紹介、③WEB合同就職説明会でのマッチング等
- ・スケジュール：①8月～、②9月～、③10月～

◆補正内容

感染拡大の影響による内定取消、解雇等にあった方の早期就職を支援する事業費を補正

(ソ) 市民公益活動緊急支援事業

93 百万円〔一般財源〕

市民の暮らしを支える地域の居場所づくりや高齢者の見守り、子ども食堂や親子サポートなど、公益性の高い活動を支援するため、活動の継続と今後の回復期を見据えた事業展開を支援する助成金を交付します。

また、市民協働推進センターにコーディネーターを配置し、申請団体等の取組へのサポートを行います。

◆実施概要

- ・対象者：市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体（NPO法人、任意団体等）
- ・対象事業：ア 感染症予防対策や回復期に向けて新たな展開を図る事業
イ 中間支援組織（※）が行う他の団体への支援事業
※ 他の公益活動団体の活動支援やコーディネートを行う団体
- ・補助率・上限：ア 9/10・30万円
イ 9/10・100万円（1団体支援20万円×5団体）
- ・想定件数：ア 200件、イ 15件
- ・スケジュール：6月下旬 事前相談受付開始、
7月上旬～8月上旬 申請受付、順次補助金交付
- ・市民協働推進センターにコーディネーターを配置し、申請団体等の取組を支援

◆補正内容

NPO法人等の活動継続に対する補助金及び活動をサポートするための事業費を補正

(タ) 福祉サービス運営支援事業（介護サービス運営費助成事業ほか6事業）

830 百万円〔国費 35 県費 18 一般財源 778〕

感染拡大の影響による利用自粛などにより収入が減少した各種福祉サービスの事業者に対して、今後も事業が継続できるよう、支援金を交付します。

◆実施概要

- ・対象事業：①乳幼児一時預かり、特別保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ
②障害福祉サービス（移動支援等）
③介護サービス（通所・短期入所）
④認可外保育施設
- ・支援金：①～③ 利用者の減少率や事業規模に応じて最大300万円
④ 1施設あたり最大30万円
- ・スケジュール：7月～各事業者への周知、8月～申請受付、順次支援金交付

◆補正内容

利用者が減少した福祉サービスの運営に対する支援金交付にかかる事業費を補正

(チ) 福祉サービス継続支援事業（障害福祉サービス継続支援事業ほか3事業）

727百万円〔国費469 県費18 一般財源240〕

利用者や職員の感染等によって通常とは異なる特別な体制でのサービス提供を行うなど、感染拡大の影響により経費が増大している各種福祉サービスの事業者に対して、今後も必要なサービスを継続して提供できるようにするため、かかり増し経費（※）を助成します。

※ かかり増し経費

感染症対応のため（通常では想定されない）「関係者の緊急かつ密接な連携」や「特別な形でのサービス提供」等にかかる経費

◆実施概要

- ・対象施設：障害児・者福祉サービス事業所、介護サービス事業所のうち、「利用者又は職員に感染者が発生」、「濃厚接触者に対応」、「居宅サービスを提供」した施設等
- ・対象経費：衛生用品の購入費や事業継続に必要な人員確保のための賃金・手当等
- ・補助率・上限：10/10・上限3,956千円（上限額はサービス種別や実施内容による）
- ・スケジュール：7月～ 申請受付、順次補助金交付

◆補正内容

福祉サービスの事業継続支援に対する補助金を補正

(ツ) 救護施設職員に対する慰労金給付事業

23百万円〔国費〕

感染防止対策を講じながら施設運営の継続に取り組んだ救護施設職員に対して慰労金を給付します（国制度10/10）。

◆実施概要

- ・対象者：①感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した救護施設に勤務し利用者と接する職員
②①以外の救護施設に勤務し利用者と接する職員
- ・支給額：①20万円/人、②5万円/人

※ なお、医療機関、介護・障害サービス事業所等に従事する職員に対する慰労金は、都道府県を通じ給付（国制度10/10）

◆補正内容

慰労金給付にかかる事業費を補正

(テ) 学校給食物資補償事業

487百万円〔国費365 一般財源122〕

市立小学校の全校一斉臨時休業等により発生した給食中止（4～6月分）に伴い、キャンセル費用や違約金等が発生したため、給食食材納入業者へ補償金を支払います。

◆実施概要

- ・対象者：給食食材納入業者

◆補正内容

市立小学校の全校一斉臨時休業等により発生した給食中止にかかる補償金を補正

ウ 新たな日常に取り組む

14事業 3,677百万円

(ア) 子ども・子育て支援分野における「新しい生活様式」対応事業
(保育・教育人材確保事業ほか3事業)

63百万円〔一般財源〕

子ども・子育て支援分野における「新しい生活様式」への対応を進めるため、子育て中の親子の交流や研修などをオンラインで行うための環境整備や、人材確保に向けたICT環境の改善等を実施します。

◆実施概要

①地域子育て支援拠点等におけるオンライン環境整備事業

- ・対象施設：地域子育て支援拠点 24 か所（市が直接整備）
親と子のつどいの広場 69 か所（補助率・上限：9/10・150千円/か所）
- ・対象経費：オンライン対応の専用端末の購入、Wi-Fi環境の整備

②保育士等確保に向けたICT環境改善支援事業

- ・実施内容：保育士等の志望者向けの説明会や面接等をオンラインで行うためのICT環境改善を指導できる事業者の派遣等（想定：60法人）

③放課後キッズクラブにおける環境改善事業

- ・実施内容：網戸がないキッズクラブ（30か所）及びエアコン更新が必要なキッズクラブ（34か所）の環境改善

◆補正内容

子ども・子育て支援分野における「新しい生活様式」対応にかかる事業費を補正

(イ) 特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業

111百万円〔一般財源〕

特別養護老人ホーム等について、オンライン面会の促進や感染症予防を図るとともに、増加する職員の業務負担の軽減や業務効率化を図るため、ICT環境の整備に必要な経費を助成します。

◆実施概要

- ・対象施設：特別養護老人ホーム 159 施設、介護老人保健施設 87 施設、
ショートステイセンター11 施設
- ・対象経費：介護ソフト、タブレット端末等の購入経費、Wi-Fi購入・設備費、
業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト
- ・補助金：事業所規模（職員数）に応じて最大 130 万円
- ・負担割合：本市 1/4、県 1/2、事業者 1/4

◆補正内容

ICT環境整備に対する補助金を補正

(ウ) 児童生徒の学びを確保するための体制強化事業（非常勤講師等人件費ほか3事業）

2,267百万円〔国費653 諸収入6 一般財源1,609〕

段階的に再開した学校の教育活動を充実し、児童生徒の感染リスクを抑えながら授業を継続するため、退職教員や教職課程の学生をはじめとする大学生等、幅広い人材を活用することで、児童生徒に対する教育支援体制を強化します。

◆実施概要

①非常勤講師等人件費

- ・実施内容：ア 一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導等を図るため、非常勤講師を追加で配置（各校1人ずつ追加配置（487人））
イ 夏季休業等の短縮による授業時間確保のため、既存非常勤講師等の person 費を追加
- ・対象：ア 小・中 全校
イ 小・中・高・特支 全校

②職員室業務アシスタント配置事業

- ・実施内容：段階的な学校再開に伴う家庭用教材等の印刷・保護者への連絡業務、健康管理、消毒などの感染症対策等、増加する学級担任等の業務をサポートし、教職員の負担を軽減
- ・対象：小・中・特支 全校
- ・配置人数：各校1人ずつ追加配置（499人）
※小・中は、元年度から全校配置済み、特別支援学校は新規配置

③放課後学び場事業

- ・実施内容：家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小・中学生に対し、全校一斉臨時休業中の遅れを補う学習支援等を放課後に実施するため、全校にボランティアの配置を拡充
- ・対象：小・中 全校
※当初予算計上済みの116校分を除いた371校分を追加

④学習支援ボランティア活用支援事業

- ・実施内容：学校再開に伴い、小・中学校において未指導分の補習や感染症防止対策のための少人数学習、学習状況等に応じた個別対応を実施
- ・対象：希望する小・中学校

◆補正内容

きめ細かな指導等を行うための非常勤講師等の person 費等を補正

(エ) 学校施設における感染症対策教育環境向上事業（小・中・高・特支）

1,166百万円〔国費583 一般財源583〕

学校施設における感染症対策を徹底しつつ、子どもたちの学習機会を保障するため、感染防止資器材等、学校に応じて必要な備品等を購入します。

◆実施概要

- ・対象：小学校・中学校・高校・特別支援学校 全校
- ・単価：校種や規模に応じて、1,500千円/校～4,000千円/校
※教育委員会事務局で一部経費を執行した上で、各校に配分
- ・購入備品例：消毒液、体温計、サーキュレーター 等

◆補正内容

学校施設における教育環境向上に向けた感染症対策の実施にかかる事業費を補正

(オ) 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（スクールバス運行費）

70 百万円〔国費 35 一般財源 35〕

夏季休業等の短縮により 7 月以降の授業時間を確保するため、特別支援学校に通う児童生徒が使用するスクールバス運行回数を追加します。また、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して通学できるようにするため、福祉車両を運行します。

◆実施概要

- ・実施内容：ア 夏季休業等の短縮による授業実施に伴うスクールバスの運行回数を追加
イ 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援として、福祉車両に看護師が同乗し通学する福祉車両の運行

- ・対象：ア 全 43 コース
イ 肢体不自由特別支援学校 5 校
※当初予算計上済みのモデル実施 1 校（左近山）に追加し、全 6 校に拡大

◆補正内容

スクールバスの運行回数の増加及び福祉車両の運行費を補正

(2) 状況の変化等を踏まえた減額補正

3 事業 ▲1,322 百万円

ア 令和 2 年度当初予算からの財源捻出 ▲1,322 百万円〔県費▲25 一般財源▲1,297〕

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック横浜市推進事業 ▲820 百万円
＜東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の延期に伴う実施時期の変更による減額＞
- 学校連携観戦チケット活用事業（学校体育振興事業） ▲102 百万円
＜東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の延期に伴う学校連携観戦チケットの購入経費の減額＞
- 客船寄港促進事業 ▲400 百万円
＜客船受入減少に伴う今年度執行予定事業費の見直しによる減額＞

2. 6月補正で活用する一般財源

(1) 一般財源 8,466 百万円

今回の補正では、第二弾となる「暮らし・経済対策」の実施に一般財源が9,762百万円必要となります。この財源については、令和2年度当初予算からの減額補正により捻出する一般財源1,297百万円を充てるとともに、国の第2次補正予算で措置される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）」を8,466百万円（※1）計上しています。

なお、令和2年度の市税収入については、新型コロナウイルス感染拡大による企業活動等への影響から法人市民税を中心とした税収の減少が見込まれることや、国の緊急経済対策による市税の徴収猶予制度の特例等の影響も注視していく必要があります。令和2年度当初予算において、年度途中の補正財源として市税（固定資産税）を20億円留保（※2）しておりますが、現時点においては、市税収入の減収影響範囲を見込むことが難しい状況にあるため、6月補正での市税留保額の活用は行っておりません。

※1 6月補正予算案での臨時交付金計上額85億円の内訳

- ・国庫補助事業負担分35億円、地方単独事業負担分50億円

（参考）5月補正予算での臨時交付金計上額86億円の内訳

- ・国庫補助事業負担分2億円、地方単独事業負担分84億円

（地方単独事業負担分について、国より交付限度額通知56億円（5/1））

※2 市税当初予算計上額：8,441億円（実収見込額：8,461億円）

<添付資料>

- 資料 令和2年度6月補正予算案について《総括表》

令和2年度 6月補正予算案について 《総括表》

資料

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 暮らし・経済対策補正

ア 市民と医療を守る

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
総務	避難所等における災害対策備蓄事業 (災害対策備蓄事業)	110	0	0	0	0	110
こども	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 (・寄り添い型生活支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・親と子のつどいの広場事業 ・横浜子育てサポートシステム事業 ・乳幼児一時預かり事業 ・市立保育所運営費 ・保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業 ・私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 ・私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ・放課後児童育成新型コロナウイルス感染症対策事業 ・児童福祉施設措置費 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・妊娠・出産サポート事業 ・子育て世代包括支援センター事業 ・児童相談所費 ・一時保護事業)	1,328	0	1,328	0	0	0
こども 健福	医療機関等に対する感染防止資器材の配布事業 (・障害児通所支援事業 ・障害者総合支援等事務費 ・高齢福祉推進諸費 ・感染症・食中毒対策事業)	1,043	169	0	0	0	874
健福	災害時要援護者支援事業	35	0	0	0	0	35
健福	認知症高齢者等の受入体制強化事業 (・精神科救急医療対策事業 ・認知症高齢者受入支援事業)	29	0	0	0	0	29
健福	データ活用強化による感染拡大防止事業 (感染症発生動向調査事業)	92	0	0	0	0	92
健福	PCR検査強化事業	479	114	0	0	0	364

ア 市民と医療を守る つづき

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
健福	PCR検査費等の自己負担助成事業 (・PCR検査費自己負担助成事業 ・抗原検査費自己負担助成事業)	1,425	713	0	0	0	713
健福	重症・中等症患者等入院受入奨励事業	170	0	0	0	0	170
健福	診療所等受診体制整備事業	200	0	200	0	0	0
健福	新型コロナウイルス感染症病床確保協力金事業	560	0	0	0	0	560
健福 医療	横浜版クラスター予防対策推進事業 (・クラスター予防対策強化事業 ・医療従事者等新型コロナウイルス 感染症対応力強化事業)	100	0	0	0	0	100
医療	Y-CERT強化事業	3	0	0	0	0	3
市民と医療を守る(34事業) 小計		5,574	996	1,528	0	0	3,050

イ 横浜経済と市民生活を守る

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
政策	横浜市立大学の学生支援事業 (横浜市立大学修学支援補助金)	42	0	0	0	0	42
総務	新型コロナウイルス感染症対応に伴う会計年度任用職員緊急雇用事業 (会計年度任用職員緊急雇用事業)	97	0	0	0	0	97
市民	市民公益活動緊急支援事業	93	0	0	0	0	93
文化	市内のアーティスト等の文化芸術活動緊急支援事業 (芸術文化支援事業)	180	0	0	0	0	180
文化	市内観光・MICE復興支援事業	500	0	0	0	0	500
経済	中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業	1,350	0	0	0	0	1,350
経済	テレワーク導入促進事業 (職場環境向上・女性活躍推進事業)	257	0	0	0	0	257

イ 横浜経済と市民生活を守る つづき

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
経済	「横浜で働こう！」推進事業	10	0	0	0	0	10
こども 健福	福祉サービス運営支援事業 (・乳幼児一時預かり事業 ・特別保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・認可外保育施設保育料支援事業 ・放課後児童クラブ事業 ・障害福祉サービス事業所運営支援 事業 ・介護サービス運営費助成事業)	830	35	18	0	0	778
こども 健福	福祉サービス継続支援事業 (・障害児入所支援事業 ・障害児通所支援事業 ・障害福祉サービス継続支援事業 ・介護サービス継続支援事業)	727	469	18	0	0	240
こども	ひとり親世帯SNS就労サポート事業 (ひとり親家庭等自立支援事業)	3	1	0	0	0	3
こども	ひとり親世帯フードサポート事業	20	0	0	0	0	20
こども	新型コロナウイルス流行下における妊産 婦等総合対策事業 (・乳幼児健康診査事業 ・不妊相談・治療費助成事業 ・妊産婦等総合対策事業)	1,392	943	0	0	0	449
こども	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	3,072	3,072	0	0	0	0
健福	自殺対策等に関する相談体制強化事業 (・こころの健康相談センター事業 ・自殺対策事業)	7	1	1	0	0	5
健福	救護施設職員に対する慰労金給付事業 (救護施設職員慰労金給付事業)	23	23	0	0	0	0
健福	生活困窮者自立支援事業	283	224	0	1	0	58
温対	SDGs biz サポート事業	110	0	0	0	0	110
教育	学校給食物資補償事業	487	365	0	0	0	122
横浜経済と市民生活を守る (31事業) 小計		9,483	5,134	37	1	0	4,312

ウ 新たな日常に取り組む

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	子ども・子育て支援分野における「新しい生活様式」対応事業 (・地域子育て支援拠点事業 ・親と子のつどいの広場事業 ・保育・教育人材確保事業 ・放課後キッズクラブ事業)	63	0	0	0	0	63
健福	特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業	111	0	0	0	0	111
教育	児童生徒の学びを確保するための体制強化事業 (・職員室業務アシスタント配置事業 ・非常勤講師等人件費 ・放課後学び場事業 ・学習支援ボランティア活用支援事業)	2,267	653	0	6	0	1,609
教育	学校施設における感染症対策教育環境向上事業 (小・中・高・特支)	1,166	583	0	0	0	583
教育	特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業 (スクールバス運行費)	70	35	0	0	0	35
新たな日常に取り組む (14事業) 小計		3,677	1,270	0	6	0	2,401

(単位：百万円)

	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
くらし・経済対策補正 (79事業) 計	18,734	7,400	1,565	7	0	9,762

(2) 状況の変化等を踏まえた減額補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
市民	東京2020オリンピック・パラリンピック 横浜市推進事業	▲ 820	0	0	0	0	▲ 820
港湾	客船寄港促進事業	▲ 400	0	0	0	0	▲ 400
教育	学校連携観戦チケット活用事業 (学校体育振興事業)	▲ 102	0	▲ 25	0	0	▲ 77
減額補正（3事業） 計		▲ 1,322	0	▲ 25	0	0	▲ 1,297

(単位：百万円)

	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計（82事業） 合計	17,412	7,400	1,539	7	0	8,466

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（8,466百万円）を含んだ数値